

# 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業

## 事業全般・スケジュール等に関して

事業全般		
No.	問	回答
1	補助対象経費の上限はありますか。	特に設けておりませんが、補助対象経費は各補助事業の補助対象要件を満たすもののみとなります。
2	事業が複数年度にまたがる場合（設計のみを今年度実施して、来年度に工事及び事業が完了する等）も、申請することは可能ですか。	交付決定後の工事着手及び当該年度内での事業完了・運用開始が必要です。
3	国からの補助とは別に都道府県等の地方自治体からの補助金等を受けることは可能ですか。	可能です。ただし、地方自治体による補助金等の財源が国費である場合は、不可能となります。
4	市町村、国及び管理者が共同で整備した施設については対象となりますか。	国が整備している部分については補助対象外ですが、国以外が整備している部分については補助対象になり得ます。
5	国が整備した施設内や国からの補助金を受けて建設した施設内は全て対象外となりますか。	全てが対象外となるわけではなく、例えば国が整備した施設内で多言語対応・翻訳システム機器を導入するなど、財産管理上全く別であり、単なる物品購入等であれば補助対象になり得ます。対象となるか否かは個別に精査いたしますのでお問い合わせください。
6	道路管理者が整備・所管している区域は補助対象外となりますか。	一体型の「道の駅」における道路管理者が整備・所管している区域内の整備は補助対象外となります。
7	補助申請者と補助対象の財産管理者が異なる場合、補助対象となりますか。	補助申請者と財産管理者は、同一である必要があります。
8	事業完了後、所有権を譲渡する場合でも、補助対象となりますか。	補助対象となりません。仮に事業完了後、所有権を譲渡する場合、取得財産の処分の対象となり、原則、国土交通大臣の承認が必要となります。
9	観光協会は補助対象事業者の民間事業者に含まれますか。	法人格を有している場合は、含まれます。

## スケジュール関連

No.	問	回答
10	整備計画の認定、交付決定までにどのくらいの期間がかかりますか。	募集期限から1ヶ月程度で計画の認定があります。その後、交付申請書をご提出いただき個別事業の交付決定を行いますので、計画認定後1ヶ月程度で交付決定される予定です。
11	交付が決定するまでの間、事業を進めることは可能ですか。	交付決定後に事業着手・契約した経費が対象となります。事前着手されたものは補助対象外となります。
12	完了実績報告書の提出は、いつまでにすればよろしいですか。	要綱上、完了実績報告書の提出については、補助事業の完了後、1ヶ月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとしておりますが、可能な限り速やかに事業を進めていただき、3月上旬までに事業完了、3月10日までを目標として完了実績報告書をご提出いただきますようお願いいたします。
13	繰り越して事業を実施することは可能ですか。	原則、年度末までに事業を完了してください。
14	交付要領X.1.①に記載の整備項目（JNTOの外国人観光案内所認定取得、キャッシュレス決済環境の整備）は、いつまでに実施すれば良いでしょうか。	年度内に実施してください。なお、JNTO外国人観光案内所の認定申請から認定取得まで、約60日の期間を要しますので、ご注意ください。

## 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備計画に関して

No.	問	回答
15	1つの「道の駅」に、市町村や指定管理者がそれぞれ整備計画を策定することは可能でしょうか。	同一の「道の駅」において、バラバラに整備を行うと一体的な整備に支障をきたすので、関係者と調整の上、一つの計画で統一した取組としてご提出ください。

## 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業

16	1箇所の市町村が、複数の整備計画を作成することはできますか。	市町村内に「道の駅」が複数ある場合、「道の駅」ごとに作成することが可能です。
17	設定する評価指標について「満足度関連指標」「消費関連指標」とは例としてどのような指標がありますか。	満足度関連指標としては、SNSの投稿数、アンケート評価及びNPS（おすめ度）等が想定されます。また、消費関連指標としては、計画区域における入込客数、旅行消費額及び宿泊者数等が想定されます。整備目的に応じて、適切な指標を設定してください。
18	計画に記載する補助対象事業費等は、概算での記載でよいですか。	実施する補助対象事業の要望書に記載している補助対象経費の合計を見込額として記載してください。
19	指定の整備計画書とは別に、補足情報として別添資料を提出することは、可能ですか。	可能です。
20	K P I を測定する際の費用（アンケート調査費等）は補助対象に含まれますか。	補助対象外となります。

### 個別事業の共通事項について

No.	問	回答
21	すでに事業着手・契約をしている事業について申請することは可能でしょうか。	補助対象となりません。交付決定後に事業着手・契約した経費が対象となります。
22	多言語での案内について、校正を行うための費用は補助対象に含まれますか。	補助対象となります。
23	無料公衆無線LAN環境の整備要件に記載されている「利用者の容姿若しくは氏名の確認をとることが可能な場所で使用される場合」とは、どういった場合ですか。	目視、監視カメラや利用者の帳簿等から利用者の出入りを十分把握することが可能であり、セキュリティが確保できるエリアをいいます。
24	多言語での情報発信に関するコンテンツについて、著作権を補助対象事業者に帰属できない場合、補助対象外となりますか。	補助対象事業の公共性を考慮し、原則として第三者の求めがあった場合に提供できるようにするため、補助対象外となる可能性があります。
25	成果物の提供における「第三者」とは、国をさすのですか。	国を含む不特定多数の者であり、訪日外国人旅行者に対して観光情報を発信する者となります。 ただし、公序良俗に反する場合等はこの限りではありません。
26	複数事業者の相見積もりは必須ですか。	経費の妥当性を判断するため、複数事業者の相見積もりが必要になります。 なお、地方公共団体が補助対象事業者の場合であって、公共建築工事積算基準等に基づいて地方公共団体が作成した設計書であれば、相見積もりは不要です。
27	補助金の支払日を指定したり、事前に教えてもらうことは可能ですか。	支払請求書を受領してからの手続きとなりますが、支払日を指定したり、事前にお伝えすることができませんので、ご了承ください。
28	補助金の前払いを受けることは可能ですか。	概算払いをすることは可能です。 概算払いの可否については、交付決定後に状況を踏まえての個別判断となりますので別途ご相談ください。なお、この場合においても当該年度内の事業完了をしていただき、補助金の精算を行うこととなります。

## 多言語案内の整備 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の多言語案内について申請する場合、要望書は案内ごとの提出となるのでしょうか。	同一の設置主体が申請する場合、案内毎の要望書提出は不要です。

補助対象事業		
No.	問	回答
2	デジタルサイネージを整備する場合、配線工事についても補助対象となりますか。	本工事費の一部として申請することが可能です。ただし、配線工事の範囲については設置に必要な最低限度とします。
3	デジタルサイネージによる情報発信に付随する設備としての専用パソコンについて、動画の編集や事務作業にも併用可能ですか。	補助対象となる専用パソコンはデジタルサイネージでの情報発信を行うための専用パソコンであり、事務作業等多用途で活用することはできません。
4	デジタルサイネージによる情報発信に広告を伴う内容が含まれていても補助対象となりますか。	広告収入を伴わない観光情報等を主として発信する場合において、広告収入が設備の維持管理費程度であり、広告の募集・選定を公平中立に実施し、公序良俗に反しない内容の場合可能です。ただし、広告の作成費用は補助対象経費から除きます。
5	多言語音声ガイドについて、訪日外国人を含む旅行者が持ち歩く機器を整備した場合、貸出時にデポジットを取得することは可能でしょうか。	可能です。
6	多言語音声ガイドを計画区域外の場所で貸し出す場合、補助対象となるでしょうか。	補助対象とはなりません。
7	多言語音声ガイドについて、訪日外国人を含む旅行者のデバイス端末を活用して音声、テキスト等にて案内を行うための設備に係る費用は補助対象となるでしょうか。	訪日外国人を含む旅行者のデバイス端末を活用した多言語音声ガイドに要する経費も補助対象となります。 例) パネル、Wi-Fiを活用する場合のルーター設置費、コンテンツ制作費
8	AIチャットBotについては、「道の駅」の設置事業者である自治体のHPに設置するものも補助対象となるでしょうか。	「道の駅」の情報が掲載されているHPである場合、当該HPとAIチャットBotとの連携は補助対象となります。
9	AIチャットBot内蔵型の機器を計画区域内に設置する場合、機器本体代金も補助対象となるでしょうか。	補助対象とはなりません。ただし、デジタルサイネージ内蔵型であれば、デジタルサイネージの要件を満たせば対象となります。
10	既存の案内標識に英語を追記することは補助対象となりますか。	補助対象となりますが、整備計画内において、デザインが統一されているように追記することが望ましいものとします。
11	案内標識のデザインについては、統一しなければなりませんか。	例えば、施設への誘導案内標識を複数箇所を整備する場合は、標識毎に様々なデザインとなると統一感がなくなるため、統一したデザインとしてください。また、既存の案内標識と同様の案内標識を増設する場合も、既存の案内標識と統一感のあるデザインとしてください。
12	コンテンツ作成の対象はどのようなものがありますか。	V R機器、デジタルサイネージ、案内標識、掲示物等で発信するコンテンツ作成費用、DVD等により多言語（最低限英語）で発信する動画等作成費用、パンフレット作成費用（印刷費を除く。）が対象となります。
13	A Rは補助対象に含まれますか。	A Rについてはコンテンツ作成に含まれます。
14	ホームページの観光情報が古くなっているため、全体的なりリニューアルを考えているが、補助対象となり得ますか。	観光情報の更新はランニング費用とみなし、対象外となります。新たな言語のホームページの追加や現在掲載されていない災害や交通等の情報を追加する費用については、補助対象となります。

## 多言語案内の整備 Q&A

15	デジタルサイネージやパンフレットにおいて、広告を掲載した場合、補助対象となりますか。	広告掲載による収益は、施設の維持管理費程度にとどめる必要があります。なお、この場合でも、広告掲載を主目的とするものについては、補助対象外となります。
16	案内放送で自動放送を導入する場合に、導入後の保証料やメンテナンス費用等がパッケージとなった商品は対象となりますか。	年間ライセンス料や月額利用料といった維持経費（利用料と切り分けられない初期導入費用含む。）はランニングコストとみなすため、補助対象となりません。見積書においては、これらの費用を別項目として計上し、補助対象経費が明確に分かる状態でご提出ください。

## 無料公衆無線LAN環境の面的整備 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の無料公衆無線LANについて申請する場合、要望書はアクセスポイントごとの提出となるのでしょうか。	同一の設置主体が申請する場合、アクセスポイント毎の要望書提出は不要です。 無料公衆無線LAN環境の面的整備においては、原則、複数箇所設置が要件であることから、同一設置主体が整備計画の範囲内に設置するアクセスポイントをまとめて要望書を作成し、提出ください。

補助対象事業		
No.	問	回答
2	新規で建設する施設の一部に無料公衆無線LANを設置する場合、その費用を案分して要望することは可能ですか。	左記のケースの場合、施設（建物）の建設費用は、補助対象となりません。 ただし、無料公衆無線LANの設置費用は補助対象となる場合がございます。個別、ご相談ください。
3	面的な整備を行うとは、「道の駅」内で常に公衆無線LANが使える環境でなければならないということか。	無料公衆無線LAN環境の面的整備について、応募要領の補助対象要件に記載のとおり、主に以下を満たすものとしています。 ・整備（設置）する箇所は、複数箇所以上とすること ・統一したSSIDの設定やアプリケーションを活用し、一度認証することで、接続できること (詳細は応募要領をご確認ください。)
4	公衆無線LAN機器は既に保有している場合、铁塔・受電設備・送受信機・ケーブル等についてのみを要望することは可能か。	左記の要望・整備により、当該計画区域において、「道の駅」を利用する訪日外国人旅行者への通信環境の提供を目的とし、面的な無料公衆無線LANが整備されるのであれば、可能です。
5	無料公衆無線LAN機器の認証画面において広告を掲載することは可能か。	設備の維持管理費程度の収支であり、広告の募集・選定を公平中立に実施し、公序良俗に反しない内容の場合可能です。ただし、広告の作成費用は補助対象経費から除きます。
6	既存の無料公衆無線LAN環境を統一したSSIDにする費用は補助対象となるか。	統一したSSIDにすることで、「一度認証することで、接続できる環境」が実現するのであれば、補助対象となります。
7	公衆無線LAN機器そのものへのセキュリティ対策は補助対象になるか。	補助対象となります。なお、LAN環境全体のセキュリティに係る監視装置（サーバ等）は補助対象外となります。
8	設置場所にネット回線がないため、ネット回線を敷設する費用も補助対象となるか。	敷設する費用のうち、整備する公衆無線LAN機器の最寄りの電柱からの敷設費用は補助対象となります。通信事業者の通信ビルから最寄りの電柱まで敷設する光ファイバー等は補助対象外となります。
9	持続的な無料公衆無線LAN環境の整備の為、自動販売機内蔵型の機器を設置したいが、補助対象となるか。	公衆無線LAN機器本体、LAN機器及び認証システムの設定費を明確に分けられる費用のみ補助対象となります。
10	既存の無料公衆無線LAN機器が仕様上IEEE802.11ac(Wi-Fi5(5GHz帯))以上に対応していない場合、既存の整備（設置）箇所に含めることはできないのか。	含めることは可能です。 なお、対応機種への機能向上を行うための交換を行う場合、補助対象となります。
11	共通シンボルマークJapan. Free. Wi-Fiの掲出はいつまでに実施する必要があるか。	完了実績報告の提出までに掲出し、掲出された写真を提出いただくこととなります。

## ワーケーション環境の整備 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の「ワーケーション環境の整備」について申請する場合、要望書は整備する施設ごとの提出となるのでしょうか。	整備する施設ごとに要望書を作成し、提出ください。

補助対象事業		
総論		
No.	問	回答
2	どのような場所への整備が補助対象となるのでしょうか。	「道の駅」内に立地する地域振興施設内であれば対象となります。なお、補助対象は受付およびワーキングスペースのみとし、他の用途の施設等と明確に区分がされている必要があります。
3	営利目的施設の中に施設を整備することは可能でしょうか。	対象となり得ます。ただし、入場料を収受する施設内への整備は補助対象となりません。
4	土地購入費、補償費は補助対象となりますか。	補助対象となりません。
5	人件費は補助対象となるのでしょうか。	人件費は補助対象となりません。
6	繰り越して事業を実施することは可能でしょうか。	原則、年度末までに事業を完了してください。
7	ワーケーション施設利用料を収受しますが、補助対象となりますか。	施設利用料により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であれば、補助対象となります。 必要に応じて収支（予定）を確認させていただきます。

施設整備に関する費用		
No.	問	回答
8	新築する場合の工事費は補助対象となるのでしょうか。	躯体の新設工事（床・天井・壁・屋根等の建築構造に係る工事）および外装工事、衛生設備工事は対象外となります。なお、受付、ワーキングスペース以外の工事についても補助対象外となります。
9	施設整備の設計において、基本設計にかかる費用は補助対象となりますか。	基本設計は補助対象となりません。
10	施設整備の実設計のみの補助申請は可能ですか。	年度内に事業完了し、施設の運用を開始していただく必要があるため、実設計のみの補助申請はできません。
11	壁等で仕切られていない空間をワーケーション施設とすることは可能でしょうか。	他のスペースとは壁等で明確に区切られた空間である必要があります。
12	備品を保管する倉庫、そうじ道具などは補助対象となりますか。	補助の対象となるのは、主に訪日外国人を含む旅行者が利用する部屋等となりますので、倉庫やそうじ道具などは補助対象となりません。
13	施設の一部をワーケーション施設とする場合、無線LANは、どこまでを補助対象とすることができますか。	ワーケーション施設のスペースをカバーする無線LAN設備を補助対象とします。（同一フロアでも、ワーケーション施設と別の範囲をカバーする無線LANは、補助対象になりません。）
14	案内標識はどこまでが補助対象になりますか。	ワーケーション施設の外に設置・整備する場合は、当該施設への多言語（最低限英語）での誘導を主たる目的とするものに限ります。

## ワーケーション環境の整備 Q&A

15	ワーケーション施設内に設置する周辺地図は補助対象になりますか。	ワーケーション施設の情報を含む周辺地図であれば補助対象となります。
----	---------------------------------	-----------------------------------

### 備品整備に関する費用

No.	問	回答
16	補助事業を活用して設置した備品等について利用者から個別に使用料を徴収しても良いですか。	国の補助を充当した個別の備品について利用料を徴収しないでください。備品等の維持管理に費用がかかる場合は施設利用料に含めることとしてください。
17	利用者が荷物を保管するコインロッカーは補助対象となりますか。	硬貨返還方式のものに限り補助対象となります。

### ホームページ

No.	問	回答
18	現在、日本語のみで稼働しているホームページを多言語化する場合、補助対象となりますか。	既存のホームページがワーケーション施設の予約システムを多言語で提供するものであれば、その多言語化は補助対象となります。ただし、補助対象となるのはワーケーション施設に係る箇所のみとなります。

### 多言語対応、キャッシュレス決済

No.	問	回答
19	本事業により整備した端末等を設置する施設において、多言語対応、キャッシュレス決済対応について案内をする必要はありますか。	店舗入口やカウンター等において、翻訳機がある旨やキャッシュレス決済の内容をインバウンドも理解できるよう多言語（最低限英語）で案内表示をしてください。
20	多言語案内・翻訳用タブレット端末で事務作業や利用者管理等を行っても良いですか。	多言語案内・翻訳用タブレット端末は施設利用者への多言語での案内業務のみに使用し、他の業務での使用はしないでください。
21	多言語対応において、タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	指定はございませんが、「Voicetra」の活用を推奨します。
22	多言語対応において、翻訳アプリの導入・維持経費は補助対象となりますか。	翻訳アプリの導入に係る初期設定費用については補助対象となりますが、月額利用料と言った維持経費は補助対象となりません。
23	多言語対応において、多言語翻訳システム機器を利用するために必要なSIMカードは補助対象となりますか。	SIMカードはランニングコストとみなしますので、補助対象外となりません。
24	AIチャットBotの初期設定における情報提供範囲に制限はあるでしょうか。	ワーケーション施設に関する情報に限ります。それ以外の情報も含まれる場合は、ワーケーション施設に関する情報とそれ以外の情報を明確に分けることができれば、ワーケーション施設に関する情報については補助対象となります。
25	AIチャットBotについては、ワーケーション施設の設置事業者のHPに設置する費用も補助対象となるでしょうか。	ワーケーション施設の情報に掲載されているHPである場合、当該HPとAIチャットBotとの連携は補助対象となります。
26	キャッシュレス決済環境の整備において、対象となるキャッシュレス決済手段とはどういったものですか。	クレジットカードや電子マネー、QRコード決済等が対象となります。また、1つの端末で複数の決済手段が使える場合も対象となります。ただし訪日外国人旅行者の利用が見込まれないキャッシュレス決済手段のみを整備する場合にあっては対象となりません。
27	キャッシュレス決済環境の整備に必要なアプリの導入・維持経費は補助対象となりますか。	アプリの導入に係る初期設定費用については補助対象となりますが、月額利用料と言った維持経費は補助対象となりません。
28	キャッシュレス決済環境の整備に必要な機器を利用するために必要なSIMカードは補助対象となりますか。	SIMカードはランニングコストとみなしますので、補助対象外となりません。
29	既にクレジットカード決済に対応している施設に対し、新たにQRコード決済に対応するためにタブレット端末を整備することは可能でしょうか。	可能です。既にキャッシュレス決済に対応している施設であっても、端末等の整備により対応が可能となる決済手段が増加する等、何らかの機能向上が見られる場合は補助対象となります。

## 多言語対応・先進的決済環境の整備 Q&A

補助対象事業		
総論		
No.	問	回答
1	本事業により整備した端末等を計画区域内の店舗・事業所等へ貸与する場合、貸与先について報告する必要がありますか。	貸与する店舗・事業所等が決まり次第、別紙様式により貸与先について報告してください。

多言語対応		
No.	問	回答
2	タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	指定はございませんが、「Voicetra」の活用を推奨します。
3	音声ガイドの機器購入費、ガイド内容の翻訳費は補助対象となりますか。	機器購入費については補助対象となりますが、翻訳費については補助対象外となります。
4	翻訳アプリの導入・維持経費は補助対象となりますか。	翻訳アプリの初期導入費用については補助対象となりますが、月額利用料と言った維持経費は補助対象となりません。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「Voicetra」アプリが無料で利用できますのでこちらの活用についてご検討ください。
5	多言語案内・翻訳システム機器を利用するために必要なSIMカードは補助対象となりますか。	SIMカードはランニングコストとみなし、補助対象外となります。
6	補助事業により導入したウェアラブル翻訳機を計画区域内において活動するボランティアガイドへ貸与する場合、翻訳機の利用に際して必要となる無線LAN環境の整備を計画区域内でまると実施することは可能でしょうか。	無料公衆無線LAN環境の面的整備においては、「無料公衆無線LAN環境の面的整備」の活用をご検討ください。

キャッシュレス決済環境の整備		
No.	問	回答
7	対象となるメニューのオンライン化とはどのようなものですか。	飲食店等においてメニューを旅行者が閲覧するにあたり、旅行者の端末で閲覧若しくは閲覧及び注文するための整備です。
8	対象となるキャッシュレス決済手段とはどのようなものですか。	クレジットカードや電子マネー、二次元コード決済等が対象となります。また、1つの端末で複数の決済手段が使える場合も対象となります。ただし訪日外国人旅行者の利用が見込まれないキャッシュレス決済手段のみを整備する場合には対象となりません。
9	既にクレジットカード決済に対応している店舗において、新たに二次元コード決済に対応するためにタブレット端末を導入することは可能でしょうか。	可能です。既にキャッシュレス決済に対応している店舗であっても、端末等の整備により対応が可能となる決済手段が増加する等、何らかの機能向上が見られる場合は整備していただいで差し支えありません。
10	メニューのオンライン化やキャッシュレス決済環境の整備に必要なアプリの導入・維持経費は補助対象となりますか。	アプリの購入費用及び導入に係る初期設定費用については補助対象となりますが、月額利用料と言った維持経費は補助対象となりません。
11	メニューのオンライン化やキャッシュレス決済環境の整備に必要な機器を利用するために必要なSIMカードは補助対象となりますか。	SIMカードはランニングコストとみなし、補助対象外となります。
12	現金対応のみであった飲食店のチケット売場に新たにクレジットカード対応の自動券売機を設置する場合、補助の対象となりますか。	クレジットカード決済及びLAN環境の整備にかかる経費を分離することが可能であれば、一部の経費について補助の対象となります。

免税対応環境の整備		
No.	問	回答
13	新たに免税対応する店舗へ設置する免税対応のためのカウンターは補助の対象となりますか。	手続委託型消費税免税店へ設置する場合は補助の対象となります。
14	免税手続きの電子化に対応するためのシステムの導入費や改修経費は補助の対象となりますか。	補助の対象となります。

## 多言語対応・先進的決済環境の整備 Q&A

ホームページの改修		
15	現在店舗のホームページがなく、ホームページの作成に合わせて、外国語対応・スマートフォン版の表示を行う場合、補助対象になりますか。	日本語表記のホームページの制作費は対象外ですが、多言語化やスマートフォン版の制作費は対象となります。
免税販売を行う自動販売機の整備		
16	2021年10月1日から適応される免税販売を行う自動販売機の機器購入費、機器設置工事費用は補助対象となりますか。	補助の対象となります。
17	2021年10月1日から適応される免税販売を行う自動販売機とは具体的にどのような機器が補助対象となるのですか。	国税庁長官が観光庁長官と協議して指定したものに限りま

## 公衆トイレの洋式化 Q&A

補助対象事業		
全般		
No.	問	回答
1	公衆トイレは無料で一般に開放されているものとありますが、入場に料金が必要な施設内にある無料で開放されている公衆トイレは補助対象となりますか。	入場料や入館料が必要な施設内に所在する公衆トイレは補助対象外です。
2	公衆トイレの新築、建替、増築は補助対象となりますか。	補助対象です。ただし、土地の取得、公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、浄化槽の設置等）、建替・増築・新築等の躯体の新設工事は対象としません。
3	レストランの中にある、当該レストランを利用する人のために提供しているトイレは対象となりますか。また、従業員用のトイレは対象となりますか。	広く無料で提供されているトイレが補助対象となるため、専らレストランを利用する人のためのトイレや従業員が利用するトイレについては対象となりません。
4	冬季は公衆トイレが閉鎖されてしまうが、開設期間要件はありますか。	特にありません。

経費		
No.	問	回答
5	補助対象外事業が一部でも総事業に含まれてしまう場合、全ての事業が補助対象外となってしまいますか。	総事業費から補助対象となる経費を切り出して申請することが可能です。
6	公衆トイレを移設することを考えているが、既存のトイレの撤去費用は補助対象となりますか。	移設の場合、移設前後のトイレが同じ施設内にある公衆トイレであれば、撤去費用は補助対象となり得ます。
7	設計のみは補助対象となりますか。	設計から施工までが必要です。
8	和式から洋式に交換する際、温水洗浄便座の設置は可能でしょうか。	可能です。基本整備項目である洋式化を行う場合には、その他の既存洋式トイレへの機能追加も可能です。
9	暖房便座が設置された洋式トイレに温水洗浄便座のみ設置したいが補助対象事業となりますか。	基本整備項目があれば対象となりますが、温水洗浄便座のみの設置は対象外です。
10	トイレの設置状況をHPやアプリに記載する場合は補助対象となりますか。	トイレの所在を「道の駅」全体のHPやアプリに記載していれば対象となります。
11	「道の駅」内のある地点から当該トイレへの誘導看板の多言語化は補助対象となりますか。	補助対象となります。なお、新設する場合、当該トイレの場所まで誘導することを主目的に設置する看板であれば補助対象となります。
12	リース設備は補助対象となりますか。	対象外です。
13	既存建物の一部を改修（躯体工事）してトイレを設置する場合、便器設置費用や内装部分等については補助対象となりますか。	補助対象事業部分を切り出した申請は可能です。
14	基本整備項目である「和式便器の洋式化」を実施する場合、別の洋式便器に暖房便座のみを取り付けることは、補助対象となりますか。	補助対象となります。
15	既に温水洗浄便座がついている洋式便器を交換する場合は補助対象になりますか。	自動開閉、自動洗浄、自動除菌等の高機能化を伴う便器の交換であれば補助対象となります。

その他		
No.	問	回答
16	旧式の小便器とはどのような便器のことでしょうか。	自動水栓化されていない小便器等を指します。

## 混雑状況の「見える化」 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の【混雑状況の「見える化」】の整備について申請する場合、要望書は設置する機器ごとの提出となるのでしょうか。	同一の設置主体が申請する場合、設置する機器毎の要望書提出は不要です。 同一設置主体が整備計画の範囲内に設置する機器等をまとめて要望書を作成し、提出ください。

補助対象事業		
No.	問	回答
2	駐車場の混雑状況は対象になりますか。	対象となります。
3	観光施設や営利目的施設の中に設置することは可能でしょうか。	利用料を収受しなければ入場できない場所（有料の観光施設内）も補助対象になり得ます。
4	既に混雑状況を観光客に示すための機器として設置済みのデジタルサイネージを活用予定で、混雑状況を把握する機器（センサーカメラ等）のみを設置する場合は補助対象となりますか。	把握した混雑状況について、訪日外国人を含む旅行者が容易に情報を取得できる体制を整えているのであれば対象となり得ます。
5	既に自治体独自で【混雑状況の「見える化」】の整備を実施済みで、混雑状況を把握する機器のみを追加整備する場合は対象となりますか。	拠点化整備計画区域内に既に混雑状況を把握する機器と混雑状況を観光客に示す機器を整備済みで、新たに混雑状況を把握する機器のみを追加する場合は対象となり得ます。ただし、既存の混雑状況を観光客に示す機器については、多言語にて訪日外国人を含む旅行者が容易に情報を取得できる体制を整えていることを前提とします。
6	デジタルサイネージによる混雑情報発信に附随する設備としての専用パソコンについて、動画の編集や事務作業にも併用可能ですか。	補助対象となる専用パソコンはデジタルサイネージでの混雑情報発信を行うための専用パソコンであり、事務作業等他用途で活用することはできません。
7	デジタルサイネージによる情報発信に広告を伴う内容が含まれていても補助対象となりますか。	広告収入を伴わない観光情報を主として発信する場合において、広告収入が設備の維持管理費程度であり、広告の募集・選定を公平中立に実施し、公序良俗に反しない内容の場合可能です。 ただし、広告の作成費用は補助対象経費から除きます。

## 子供連れ環境の整備 Q&A

補助対象事業		
全般		
No.	問	回答
1	入場に料金が必要な施設内にある無料で開放されているおむつ交換台や授乳室等は補助対象となりますか。	入場料や入館料が必要な施設内に所在するおむつ交換台や授乳室等は補助対象外です。
2	おむつ交換台や授乳室等の新築、建替、増築は補助対象となりますか。	補助対象です。ただし、土地の取得、おむつ交換台や授乳室等の周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化等）、建替・増築・新築等の躯体の新設工事は対象としません。
3	レストランの中にある、当該レストランを利用する人のために提供しているトイレ内に設置するおむつ交換台等は対象となりますか。	広く無料で提供されているおむつ交換台や授乳室等が補助対象となるため、専らレストランを利用する人のためのトイレ内に設置するおむつ交換台等については対象となりません。
4	冬季は閉鎖される施設内に整備する予定ですが、開設期間要件はありますか。	特にありません。

経費		
No.	問	回答
5	補助対象外事業が一部でも総事業に含まれてしまう場合、全ての事業が補助対象外となってしまいますか。	総事業費から補助対象となる経費を切り出して申請することが可能です。
6	授乳室を移設することを考えているが、既存の授乳室の撤去費用は補助対象となりますか。	移設の場合、移設前後の授乳室が同じ施設内にある授乳室であれば、撤去費用は補助対象となり得ます。
7	設計のみは補助対象となりますか。	設計から施工までが必要です。
8	既に設置されている授乳室に電子レンジのみ設置したいが補助対象となりますか。	基本整備項目があれば補助対象となりますが、電子レンジのみの設置は対象外です。また、フードコートへの設置など子供連れ以外での使用も想定される箇所への設置は対象外です。
9	離乳食を食べさせるためのテーブルや椅子は補助対象となりますか。	基本整備項目があれば補助対象となります。ただし、飲食店内で使用する場合は対象外です。
10	飲食店内で使用するキッズチェアは補助対象となりますか。	対象外です。ただし、基本整備項目があり、無料での休憩も可能なフードコートであれば補助対象となり得ます。
11	「道の駅」内で使用するためのレンタルベビーカーは補助対象となりますか。	基本整備項目があれば補助対象となります。ただし、無料でレンタル可能なものに限りです。
12	「道の駅」内のある地点から当該おむつ交換台や授乳室等への誘導看板の多言語化は補助対象となりますか。	基本整備項目があれば補助対象となります。なお、新設する場合、当該おむつ交換台や授乳室等の場所まで誘導することを主目的に設置する看板であれば補助対象となります。
13	リース設備は補助対象となりますか。	対象外です。
14	既存建物の一部を改修（躯体工事）しておむつ交換台や授乳室等を設置する場合、おむつ交換台や授乳室の設置費用、内装部分等については補助対象となりますか。	補助対象事業部分を切り出しての申請は可能です。
15	キッズスペースに設置する絵本の購入は補助対象となりますか。	対象外です。
16	おむつや離乳食を販売する自動販売機は補助対象となりますか。	対象外です。

## 子供連れ環境の整備 Q&A

17	基本整備項目であるおむつ交換台や授乳室の新設・増設等を実施する場合、整備計画区域内の別の場所にキッズスペースを設置することは補助対象となりますか。	補助対象となります。
----	---	------------

## ICTを活用したゴミ箱の整備 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数のICTを活用したゴミ箱の整備について申請する場合、要望書はゴミ箱ごとの提出となるのでしょうか。	同一の設置主体が申請する場合、ゴミ箱毎の要望書提出は不要です。 同一設置主体が整備計画の範囲内に設置するゴミ箱をまとめて要望書を作成し、提出ください。

補助対象事業		
No.	問	回答
2	観光施設等の中に設置することは可能でしょうか。	利用料を収受しなければ入場できない場所にあるICTを活用したゴミ箱や施設内における環境向上や美化を目的とした整備は対象外となります。
3	既存のゴミ箱を撤去し新たにICTを活用したゴミ箱を設置することは可能でしょうか。	既存のゴミ箱より機能向上が見られる場合、その撤去費用も含め対象となります。
4	ゴミ箱にデジタルサイネージを付属して整備する場合、配線工事についても補助対象となりますか。	本工事費の一部として申請することが可能です。 ただし、配線工事の範囲については設置に必要な最低限度とし、屋外においては、最寄りの電柱の接続端子函等までとなります。
5	デジタルサイネージによる情報発信に付随する設備としての専用パソコンについて、動画の編集や事務作業にも併用可能ですか。	補助対象となる専用パソコンはデジタルサイネージでの情報発信を行うための専用パソコンであり、事務作業等他用途で活用することはできません。
6	デジタルサイネージによる情報発信に広告を伴う内容が含まれていても補助対象となりますか。	広告収入を伴わない観光情報を主として発信する場合において、広告収入が設備の維持管理費程度であり、広告の募集・選定を公平中立に実施し、公序良俗に反しない内容の場合可能です。 ただし、広告の作成費用は補助対象経費から除きます。
7	ゴミ箱に無料公衆無線LAN環境を付帯させる整備は対象となりますか。	訪日外国人を含む旅行者へ観光案内情報、交通機関情報、災害情報を多言語で提供することを目的とした、ICTゴミ箱に係るコンテンツ（二次元コードによるWebサイトへの誘導等）に付随してインターネットの接続が必要な場合に限り対象となります。

## 段差の解消 Q&A

補助対象事業		
経費		
No.	問	回答
1	補助対象外事業が一部でも総事業に含まれてしまう場合、全ての事業が補助対象外となってしまいますか。	総事業費から補助対象となる経費を切り出して申請することが可能です。
2	設計のみは補助対象となりますか。	設計から施工までが必要です。
3	屋外にエレベーターを設置する場合、エレベーター用の建物や通路が必要となるのですが、補助対象となりますか。	エレベーターの設置等に伴うものであれば、補助対象となります。ただし、外壁や内装の装飾等の段差の解消に直接関連しない経費は補助対象とはなりません。
4	エレベーター設置のために新たにエレベーター棟を建設する場合、躯体についても補助対象となりますか。	エレベーターの設置等に伴う躯体については、補助対象となります。
5	エレベーターの利用料を収受する場合、補助対象となりますか。	エレベーターの維持管理費程度であれば、補助対象となります。
6	スロープを設置するために、既存の階段の一部を移設する必要があります。階段の移設工事費用も補助対象となりますか。	補助対象要件と照らし合わせて移設工事の必要性を確認しての判断となりますが、補助対象となり得ます。

## 外国人観光案内所 Q&A

補助対象事業者		
No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の外国人観光案内所について申請する場合、要望書は施設ごとの提出となるのでしょうか。	要望される外国人観光案内所ごとに要望書を作成し、提出ください。

補助対象事業		
総論		
No.	問	回答
2	大規模施設の一部を外国人観光案内所とする場合、その建設費用を案分して要望することは可能ですか。	左記のケースの場合、建物の建設費用は、補助対象となりません。ただし、外国人観光案内所にかかる内装や備品等にかかる費用は補助対象となる場合がございます。個別、ご相談ください。
3	人件費は補助対象となりますか。	人件費は補助対象となりません。
4	繰り越して事業を実施することは可能ですか。	原則、年度末までに事業を完了してください。
5	補助申請者と補助対象の財産管理者が異なる場合、補助対象となりますか。	補助申請者と財産管理者は、同一である必要があります。

無料公衆無線LAN環境の整備		
No.	問	回答
6	施設の一部を外国人観光案内所とする場合、無料公衆無線LANは、どこまでを補助対象とすることができますか。	外国人観光案内所のスペースをカバーする無料公衆無線LAN設備を補助対象とします。(同一フロアでも、外国人観光案内所と別の範囲をカバーする無料公衆無線LANは、補助対象になりません。)

案内標識・掲示物		
No.	問	回答
7	案内標識はどこまでが補助対象になりますか。	外国人観光案内所の外に設置・整備する場合は、当該施設への多言語（最低限英語）での誘導を主たる目的とするものに限ります。
8	案内標識の設置場所に関して、「合理的なルート上」とは具体的にどのような場所を指しますか。	駐車場や地域振興施設等、外国人旅行者の多くが利用する場所から、外国人観光案内所へのアクセスルート上となります。
9	商業施設等の一部に外国人観光案内所がある場合、誘導看板に、その商業施設の広告を掲載することは可能ですか。	外国人観光案内所への誘導が主体となる看板とすることが必要です。デザイン等、ご提示のうえ、個別ご相談ください。
10	観光案内所内に設置する周辺地図は補助対象になりますか。	観光案内所の情報を含む周辺地図であれば補助対象となります。

先進機能の整備		
No.	問	回答
11	多言語案内・翻訳システム機器を利用するために必要なSIMカードは補助対象となりますか。	SIMカードはランニングコストとみなし、補助対象外となります。
12	タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	インストールしていただく多言語翻訳アプリの指定はございませんが、「VoiceTra」の活用を推奨します。
13	多言語音声ガイドの情報提供範囲に制限はあるのでしょうか。	計画区域内やその周辺の観光スポットに関する情報を訪日外国人を含む旅行者に提供することを目的とした多言語音声ガイドを整備する場合は補助対象となります。
14	多言語音声ガイドについて、訪日外国人を含む旅行者が持ち歩く機器を整備した場合、観光案内所での貸出時にデポジットを取得することは可能ですか。	可能です。
15	多言語音声ガイドを観光案内所以外の場所で貸し出す場合、補助対象となるのでしょうか。	補助対象とはなりません。ただし、観光拠点情報・交流施設で貸し出す場合、【観光拠点情報・交流施設の整備・改良】にて補助対象となります。

## 外国人観光案内所 Q&A

16	多言語音声ガイドについて、訪日外国人を含む旅行者のデバイス端末を活用して音声、テキスト等にて案内を行うための設備に係る費用は補助対象となるのでしょうか。	訪日外国人を含む旅行者のデバイス端末を活用した多言語音声ガイドに要する経費も補助対象となります。 例) パネル、Wi-Fiを活用する場合のルーター設置費、コンテンツ制作費
17	AIチャットBotの初期設定における情報提供範囲に制限はあるのでしょうか。	計画区域周辺の観光情報、交通機関情報、災害情報等が補助対象となります。ただし、観光に関係のない情報提供については補助対象外となります。
18	AIチャットボットについては、案内所の設置事業者である自治体のHPに設置するものも補助対象となるのでしょうか。	観光案内所の情報が掲載されているHPである場合、当該HPとAIチャットボットとの連携は補助対象となります。
19	AIチャットボット内蔵型の機器を観光案内所に設置する場合、機器本体代金も補助対象となるのでしょうか。	補助対象とはなりません。 ただし、デジタルサイネージ内蔵型であれば、デジタルサイネージの要件を満たせば対象となります。
20	翻訳アプリや通訳サービスの導入・維持経費は認められますか。	翻訳アプリや通訳サービスソフトの年間ライセンス料や月額利用料といった維持経費（利用料と切り分けられない初期導入費用含む。）は補助対象となりません。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「VoiceTra」が無料で利用できるため、こちらの活用についてご検討ください。
21	タブレットやVR体験用のゴーグルや、ウェアラブル翻訳機は、補助対象となるのでしょうか。	補助対象となります。ただし、備品台帳の整備など、財産管理ができる体制を整えている必要があります。

### オンラインコンテンツ作成

No.	問	回答
22	オンラインではないコンテンツ作成は対象になるのでしょうか。	動画系のコンテンツについては、デジタルサイネージを購入・設置される場合、観光案内所の「先進機能の整備（デジタルサイネージ）」の中で対象になり得ます。紙媒体の印刷物については、観光案内所内での「掲示物等の多言語化」の中で対象になり得ます。
23	拠点化整備計画区域周辺以外の観光情報・観光地の疑似体験オンラインコンテンツは補助対象となるのでしょうか。	拠点化整備計画区域周辺の観光情報・観光地の疑似体験が可能な場合対象となります。
24	有料でのオンラインコンテンツは補助対象になりますか。	体験料や参加費等が発生するオンラインコンテンツは補助対象外となります。

### 免税対応環境整備

No.	問	回答
25	免税対応端末としてPOSレジを購入する場合、補助対象となりますか。	レジスターの購入については、補助対象外となります。
26	免税手続き用カウンターの存在を発信する案内標識については、補助対象となりますか。また、案内所への誘導看板への表記については補助対象となりますか。	補助対象となります。案内所への誘導のための案内標識への併記の場合、案内標識に含めて申請してください。

### 観光案内所の整備・改良

No.	問	回答
27	設計において、基本設計にかかる費用は補助対象となりますか。	基本設計は補助対象外となります。
28	実施設計のみの補助申請は可能ですか。	年度内に事業完了し、案内所の運用を開始していただく必要があるため、実施設計のみの補助申請はできません。
29	体験コンテンツの備品等を収納する倉庫は補助対象となりますか。	補助の対象となるのは、主に訪日外国人を含む旅行者が利用する部屋等となりますので、倉庫は補助対象外です。

### 地域におけるコト消費促進のための環境整備

No.	問	回答
30	チケット販売のために利用するパソコンは補助の対象となりますか。	補助の対象となります。

## 外国人観光案内所 Q&A

その他		
No.	問	回答
31	そうじ道具などは補助対象となりますか。	補助対象外となります。
32	J N T Oの外国人観光案内所認定は、いつまでに取得すれば良いでしょうか。	年度内に認定を取得できるようにしてください。なお、認定申請から認定取得まで、約60日の期間を要しますので、ご注意ください。

## 観光拠点情報・交流施設 Q&A

### 補助対象事業者

No.	問	回答
1	同一の設置主体が複数の観光拠点情報・交流施設について申請する場合、要望書は施設ごとの提出となるのでしょうか。	要望される施設ごとに要望書を作成し、提出ください。

### 観光拠点

No.	問	回答
2	観光拠点として、文化や伝統芸能等の無形物を位置づけることは可能でしょうか。	観光拠点情報・交流施設は、観光拠点へ訪れていただくための情報提供の場と位置づけられることから、文化や伝統芸能等無形物そのものは、観光拠点とはなりません。その文化や伝統芸能等無形物に由来する、地域や施設等を観光拠点とすることが必要となります。（例として、「〇〇祭り」ではなく、神社、山車を収める蔵、祭りを実施する地域等が観光拠点として妥当と考えられます）
3	まち全体を観光拠点とすることは可能でしょうか。	漠然と〇〇市全体ではなく、集客力の高い地域を観光拠点とすることは可能です。（例として、伝統的建造物地区等）
4	観光拠点には既に多くの外国人旅行者が来訪している必要がありますか。	現状外国人が多く来訪していない場合は、当該観光拠点への具体的なインバウンド誘客の取組みや、仕掛けづくり等について、説明や資料を求める場合があります。

### 補助対象事業

#### 総論

No.	問	回答
5	大規模施設の一部を観光拠点情報・交流施設とする場合、その建設費用を案分して要望することは可能ですか。	左記のケースの場合、建物の建設費用は、補助対象となりません。ただし、観光拠点情報・交流施設部分にかかる内装や備品等にかかる費用は補助対象となる場合がございます。個別、ご相談ください。
6	施設を運営する中で、入館料等により収入がある事業があるが、その場合補助対象外となるのでしょうか。	原則、当該施設による収益が維持・管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は、対象外となりますので、必要に応じて収支（予定）を確認させて頂きます。
7	人件費は補助対象となるでしょうか。	人件費は補助対象となりません。
8	繰り越して事業を実施することは可能でしょうか。	原則、年度末までに事業を完了してください。
9	来訪者が激減する冬期に施設を閉所する施設となりますが、補助対象となるのでしょうか。	何らかの理由により、1年を通じて開所することができない施設でも補助対象となります。ただし、閉所している期間等において、当該施設を目的外の用途に使用する場合は、補助対象外となります。
10	壁等で仕切られていない空間を観光拠点情報・交流施設とすることは可能でしょうか。	他のスペースとは明確に区切られた空間であることを証明する必要があります。

#### 無料公衆無線LAN環境の整備

No.	問	回答
11	施設の一部を観光拠点情報・交流施設とする場合、無料公衆無線LANは、どこまでを補助対象とすることができますか。	観光拠点情報・交流施設のスペースをカバーする無料公衆無線LAN設備を補助対象とします。（同一フロアでも、観光拠点情報・交流施設と別の範囲をカバーする無料公衆無線LANは、補助対象になりません。）

## 観光拠点情報・交流施設 Q&A

案内標識・掲示物		
No.	問	回答
12	案内標識はどこまでが補助対象になりますか。	観光拠点情報・交流施設の外に設置・整備する場合は、当該施設への多言語（最低限英語）での誘導を主たる目的とするものに限ります。
13	案内標識において、「才）観光拠点情報・交流施設において観光拠点の場所を誘導する看板等」は、観光拠点情報・交流施設内に設置する必要がありますか。	観光拠点情報・交流施設内又はその周辺（施設から近い場所、10m程度）に設置するものが補助対象となります。
14	案内標識の設置場所に関して、「合理的なルート上」とは具体的にどのような場所を指しますか。	駐車場や地域振興施設等、外国人旅行者の多くが利用する場所から、観光拠点情報・交流施設へのアクセスルート上となります。
15	商業施設等の一部に観光拠点情報・交流施設がある場合、誘導看板に、その商業施設の広告を掲載することは可能ですか。	観光拠点情報・交流施設への誘導が主体となる看板とすることが必要です。デザイン等、ご提示のうえ、個別ご相談ください。
16	観光拠点情報・交流施設内に設置する周辺地図は補助対象になりますか。	観光拠点情報・交流施設及び観光拠点の案内を含む周辺地図であれば補助対象となります。

先進機能の整備		
No.	問	回答
17	多言語案内・翻訳システム機器を利用するために必要なSIMカードは補助対象となりますか。	SIMカードはランニングコストとみなし、補助対象外となります。
18	タブレットにインストールする多言語翻訳アプリに指定はありますか。	インストールしていただく多言語翻訳アプリの指定はございませんが、「VoiceTra」の活用を推奨します。
19	多言語音声ガイドの情報提供範囲に制限はあるでしょうか。	拠点化整備計画区域内やその周辺の観光スポットに関する情報を訪日外国人を含む旅行者に提供することを目的とした多言語音声ガイドを整備する場合は補助対象となります。
20	多言語音声ガイドについて、訪日外国人を含む旅行者が持ち歩く機器を整備した場合、観光拠点情報・交流施設での貸出時にデポジットを取得することは可能でしょうか。	可能です。
21	多言語音声ガイドを観光拠点情報・交流施設以外の場所で貸し出す場合、補助対象となるでしょうか。	補助対象とはなりません。ただし、外国人観光案内所で貸し出す場合、【外国人観光案内所の整備・改良】にて補助対象となります。
22	多言語音声ガイドについて、訪日外国人を含む旅行者のデバイス端末を活用して音声、テキスト等にて案内を行うための設備に係る費用は補助対象となるでしょうか。	訪日外国人を含む旅行者のデバイス端末を活用した多言語音声ガイドに要する経費も補助対象となります。 例）パネル、Wi-Fiを活用する場合のルーター設置費、コンテンツ制作費
23	AIチャットBotの初期設定における情報提供範囲に制限はあるでしょうか。	拠点化整備計画区域内の観光情報、交通機関情報、災害情報等を含む場合は、一部拠点化整備計画区域外の観光情報、交通機関情報、災害情報等についても補助対象となります。ただし、観光に関係のない情報提供については拠点化整備計画区域内外を問わず補助対象外となります。 ※単に拠点化整備計画区域外の情報への対応を行うための設定は補助対象とはなりません。
24	AIチャットBotについては、観光拠点情報・交流施設の設置事業者である自治体のHPに設置するものも補助対象となるでしょうか。	観光拠点情報・交流施設の情報が掲載されているHPである場合、当該HPとAIチャットBotとの連携は補助対象となります。
25	AIチャットポット内蔵型の機器を観光拠点情報・交流施設に設置する場合、機器本体代金も補助対象となるでしょうか。	補助対象とはなりません。ただし、デジタルサイネージ内蔵型であれば、デジタルサイネージの要件を満たせば対象となります。

## 観光拠点情報・交流施設 Q&A

26	翻訳アプリや通訳サービスの導入・維持経費は認められますか。	翻訳アプリや通訳サービスソフトの年間ライセンス料や月額利用料といった維持経費（利用料と切り分けられない初期導入費用含む。）は補助対象となりません。なお、翻訳アプリについては、情報通信開発機構が提供する「VoiceTra」が無料で利用できるため、こちらの活用についてご検討ください。
27	タブレットやVR体験用のゴーグルや、ウェアラブル翻訳機は、補助対象となるのでしょうか。	補助対象となります。ただし、備品台帳の整備など、財産管理ができる体制を整えている必要があります。

オンラインコンテンツ作成		
No.	問	回答
28	オンラインではないコンテンツ作成は対象になるのでしょうか。	動画系のコンテンツについては、デジタルサイネージを購入・設置される場合、観光拠点情報・交流施設の「先進機能の整備（デジタルサイネージ）」の中で対象になり得ます。紙媒体の印刷物については、観光拠点情報・交流施設内での「掲示物等の多言語化」の中で対象になり得ます。
29	計画区域外の観光拠点情報・観光拠点に係る疑似体験オンラインコンテンツは補助対象となるのでしょうか。	計画区域内の観光拠点情報・観光拠点に係る疑似体験が可能な場合対象となります。
30	有料でのオンラインコンテンツは補助対象になりますか。	体験料や参加費等が発生するオンラインコンテンツは補助対象外となります。

観光拠点情報・交流施設の整備・改良		
No.	問	回答
31	施設内のトイレ改修だけを事業内容として補助申請することは認められますか。	基幹事業である情報発信機能の向上に関する事業を実施することが必要となります。その上で効果促進事業である建物の改修等に附随するトイレ改修が補助対象となります。なお、トイレ改修だけを希望する場合は、「公衆トイレの洋式化及び機能向上」での申請についてご検討ください。
32	施設の老朽化に伴う修理修繕や耐震改修は、補助対象外となりますか。	施設の老朽化に伴う修理修繕や耐震改修のみの要望では、補助対象外となります。
33	設計において、基本設計にかかる費用は補助対象となりますか。	基本設計は補助対象外となります。
34	実施設計のみの補助申請は可能ですか。	年度内に事業完了し、観光拠点情報・交流施設の運用を開始していただく必要があるため、実施設計のみの補助申請はできません。
35	体験コンテンツの備品等を収納する倉庫は補助対象となりますか。	補助の対象となるのは、主に訪日外国人を含む旅行者が利用する部屋等となりますので、倉庫は補助対象外です。

その他		
No.	問	回答
36	そうじ道具などは補助対象となるのでしょうか。	補助対象外となります。